

基礎法学専攻
各専修からのメッセージ

法哲学専修

研究指導

教授

郭

舜

「法哲学とは何か」という問いの答えは法哲学者の数だけあるといわれることがあるように、法哲学という学問は多様性に満ちています。そして法哲学が対象とする領域は、隣接する他の分野と重なり合いながら非常に広い範囲に及んでいます。法哲学専修では、「法とは何か」「正義とは何か」といった問いに関わる多様な問題群の中から自らの課題を見つけ、それぞれの問題関心に応じて取り組むことになります。大学院において専門的な研究を始めようとするとき、このことは法と正義に関する各人のおよそあらゆる問題関心が法哲学という領域内で追究しようという自由を意味すると同時に、研究の課題を自ら選びとり、自らのしかたで遂行するという重荷を背負うことをも意味します。もちろん、入学時に具体的な研究テーマを絞り込んでいる必要はありません。自分で関心をもった文献を読み、大学院で開講されている演習、学内外の研究会などに参加し、さらには仲間と読書会を開くなどして関心の幅を広げ、自分が本当に研究したいことを見つけてほしいと考えています。

とはいえ、短い修士課程の間に論文を書くことは容易ではありません。学部・大学院を通じて次のようなことを念頭に能力を磨いてほしいと思います。まず、文章を書くことに慣れること。結局は論文を書かなくてはならないだけでなく、言語として外部に表現されない思考は存在しないのも同然だからです。そして文章力を養うこと。美文ではなく、きちんとした段落・文構造をもち、人に理解してもらえ文章を書けることが重要です。わかる文章が書けないとすれば、それは本人がわかっていないからでしょう。また、語学力をつけること。法哲学に国境はありません。英語が（少なくとも）読み書きできるというだけでなく、それに加えて母語以外で何か一つは読める言語があるとよいでしょう。さらに、議論ができること。議論の作法を身につけ、議論を通じて主張を磨き、世界と自他についての理解を深めるよう心がけてほしいと思います。

研究者になるためには覚悟が必要です。研究者を目指さない人にとっても、大学院で法哲学的思考を学ぶことで世界についての見方が広がるはずです。門を叩くかどうかはあなた次第です。

法史学専修

研究指導 教授 和 仁 か や

法史学は日本法史・西洋法史・東洋法史・ローマ法の4つの学問分野から成り立ち、法史学専門研究者となるには、修士進学に際していずれの学問分野を専攻とするか決定されていなければなりません。むろん、研究者志望の諸君は学部の授業・演習等で自らの専攻領域も研究テーマもある程度定めているでしょうから、各人の研究計画を実現するための援助を研究指導という形で行いたいと考えます。例えば、法学研究科の修士課程では、講義・特殊研究といった形態で法史学に関連するさまざまな科目が設置されており、各分野のこれまでのそして最新の研究成果に接することができます。当然、法史学にとり最も重要であるのは史料ですから、史料読解の指導も行われます。また、専攻領域に関する文献を繙くには語学力が必要ですから、語学の指導も行います。日本法史についても、研究成果を海外に発信するには語学力が重要となるでしょう。一方、専門研究者を希望しない人でも、法学研究科の多様な設置科目から法史学の基礎教養を得ることができます。ただ、法史学専修への進学を希望する方に最低限必要なことは、現代社会と異なるであろう可能性を秘めた社会を、そして、その社会における法を、偏見なく捉えることのできる感性です。そうして、こうした感性に基づいて物事を歴史的に論理的に考察しようとする態度です。このような感性・態度は、研究指導に際して折に触れ育成したいと思いますが、進学希望者諸君も日常的にさまざまな社会科学・歴史科学に関する文献を渉猟して磨き上げる必要があります。すべて学問を修めるのは至難ですが、法史学研究の道も平坦ではありません。険しい道を選ぶのも実りある人生への入り口といえましょう。

法社会学専修

研究指導 教授 高 村 学 人

法社会学とは、法が社会の中でどのような機能や意味を有しているか、を社会学的調査から明らかにする学問分野です。それゆえ修士課程や博士後期課程の院生への研究指導においても、各自が選んだ研究トピックにつき、オリジナルな調査を自ら進められるようになることを目標に指導をしていきます。

研究トピックは、「法と社会」に関連するものであれば、何でも歓迎です。院生が新たに取り組む研究から私も勉強していきたいと考えています。もちろん私がこれまで取り組んできた研究内容に関心ある方も歓迎です。

研究指導の内容は、調査の進め方、先行研究の調べ方や読み解き方、論文の書き方など、方法に関するものを中心に行う方針です。

社会学的調査としては、インタビューや観察調査などの質的調査法と、アンケートやデータ分析などの量的調査法の二つがあります。私自身は、質的調査法と量的調査法の二つを結びつけながら、調査を実施することを得意としてきたので、どちらの調査法でもアドバイスできます。前任校である立命館大学政策科学部では、学生が社会調査士資格を得るための調査実習や調査法の授業を担当していました。

現在、大学院での授業は、法社会学研究Ⅰ,Ⅱでは「質的調査法への招待（春学期）」、「量的調査法への招待（秋学期）」とし、調査法を中心に行っています。法社会学特殊研究Ⅰ（春学期）、Ⅱ（秋学期）では、社会科学の論文の型や構造を分析し、各自の研究トピックに関する先行研究のレビュー論文を書けるようになることを目標に進めています。

事前の相談、研究室への訪問、授業見学も歓迎です。ただし、事前の相談・訪問は、ミスマッチを避けることが目的ですので、必須というわけではありません。ただ、進学前にミスマッチを避けることは重要だと思っていますので、事前のコンタクトは遠慮しないでください。

法社会学は学際的な分野なので、法学部以外の学部からの進学も歓迎です。ぜひ学部時代に身につけたことを活かしてもらえればと思います。ただ、法学研究科での学位取得となるので、入学前に法学の入門書を幅広く読んだり、入学後も自らの研究トピックに近い実定法学の授業を受講したり、英語で法学文献を読み解く力をつけたりといったことが必要になります。これらについても段階に応じてアドバイスをしたいと考えています。

英米法専修

研究指導 教授 中 村 民 雄
教授 安 部 圭 介

判例を法の一つとして認める「英米法」諸国は、法が日々の訴訟を通じて少しずつ、時には大胆に発展します。立法を待って法が変わる日本などの「大陸法」諸国とは違い、新規の社会問題がすぐに訴訟で争われる。それが英米法の世界の特徴です。英米法の諸国は、多くの新たな社会問題を法の角度から一番早く取り組む可能性が高い諸国です。そこにグローバル化する今日でも、英米法が大きな影響力をもつ実践的な法伝統として存在し続けている理由の一端があります。

その一方で、英米法は経験的で非体系的です。体系的な法典を法源とする大陸法と大きく異なります。英米法の学習では、今日の法的問題を分析するにしても、つねに歴史＝経験に遡って判例法を理解することが求められます。ゆえに英米法専修での学習は、多くの判例を読み、非体系的な法令を読みこなす訓練と並行して、英米法の発展史も学びます。そのうえで、特定の判例法理の合理性を実質論に立ち入って考え、歴史や古典的文献にも立ち返りながら、法理の今日的な妥当性を批判的に検証するといった掘り下げた学習が続きます。これらは地道な法の修練です。ですが判例は人間ドラマにあふれ、実質論議は法学を超えて哲学や経済などにも広がります。そして英米法の法思考は、実践的で柔軟です。

専修では英米法諸国の中でも、イギリスとアメリカの事例が多く取り上げられます。両国は、歴史や社会状況の違いから、法のミクロ・レベルでは発展が異なります。イギリスは20世紀後半以降、EU法や欧州人権条約などヨーロッパ法の進展とともに大陸法系の法思考との共存を強いられています。アメリカはそのような圧力は受けずに、自国社会特有の問題を解決するために様々の法を独自に工夫していますが、最近では国際法との整合性も問われています。こうした両国の違いも魅力ですし、英米法の法的思考の根底で通じ合っているのも魅力です。

英米法専修の指導にあたるのは、イギリス法・EU法を専門とする中村とアメリカ法を専門とする安部の二名です。英米法の世界に興味のある皆さんの研究関心がどの法分野であれ、それに応じた指導ができます。大学院での英米法の修練を知的に楽しくやっていきましょう。

フランス法専修

研究指導 教授 大橋 麻也

専門としてのフランス法研究は、フランスの法体系の基本構造とその運用に対する理解を基礎として行われます。その理解を助けるものは、フランスの歴史の中で醸成された物質的精神的文化、いわゆる《civilisation》に対する洞察といえるでしょう。異なる地域にはわれわれのものとは異なる思考様式の間人が存在し、その上時代が異なればさらに異なる思考様式の間人が存在した。この至極単純なことを自覚し、フランスの探求に挑むことによって、われわれ自身を客観視する手がかりをつかむことが、わが国がかつて範とした西ヨーロッパの代表国でありながら、今日のわれわれから見れば驚きに満ちたフランスの法制度を研究する面白さといえます。

フランスは、中世からの長きにわたり、独自の法文化と法体系を育んできました。それだけに、外国人であるわれわれがフランス法を眺めるときには相当の注意が必要です。また、日本とは異なる社会的土壌において形成されたフランス法をそのままわが国に持ち込んで利用できるとは限りません。フランスの法と社会がいかに在るかを歴史に学ぶこと、それによって、倣うか倣わないかはともかく、フランス法の明晰な知識を得ることが第一です。

修士課程に進学する方の多くは、博士後期課程への進学、そして博士論文の執筆を視野に入れているのでしょう。論文として追求したいテーマがあるならば、それに関わる法規範の構造を把握することに加えて、上記のことを踏まえて、その法規範の形成の社会的文脈やその社会的機能を理解することを目標としてください。規範論的アプローチは法学にとってなくてはならないものですが、規範を取り巻いている事実をも考慮に入れることが法学を豊かなものにします。

一方で、修士課程は、博士後期課程への進学を希望する人だけに用意されたものではなく、学部レベルを超えた専門知識の修得を望む人を広く受け入れるものでもあります。修士課程でフランス法を専攻し、フランスの法文化への理解を深めた上で、研究以外の職業に就くこともひとつの選択肢としてありうるでしょう。学部教育を経てさらに積み重ねられる知性の涵養が人生を豊かにし、多様な人材の包摂が大学院を活気あるものにします。

当研究科はフランス法についての研究が可能な日本でも数少ない機関のひとつです。どの法分野に関心のある方でも受け入れます。

ロシア・東中欧法専修

研究指導 教授 渋谷 謙次郎

当方の研究指導は、ロシアをメインとしつつ、旧ソ連圏を対象地域としています。

一般に外国法研究には様々な視点があり、ロシア法に関しては、欧米諸国の研究とやはり一味違った関心の持ち方が求められるでしょう。ロシアは、ソ連解体後の体制転換期に各種法典の整備が続き、法律産業も活況を呈してきましたが、他方で「法ニヒリズム」の国と言われたり、司法権の独立性に問題があったりします。実際の法制度の機能面では、ソ連時代の経路依存性も散見されます。こうした場合、歴史的視点を加味したうえで異文化理解としてのロシア法の研究（制度と法文化の絡み合い）という視点が、ひとつ考えられます。

ほかにも帝政ロシア時代晩期には欧州の法思想の影響を受けつつも法実証主義とは一線を画した法思想家（チチューリン、ペトラジツキー、ノヴゴロツェフなど）やロシア革命後のマルクス主義的法理論家（パシュカーニスなど）が、独創的な業績を残しています。このような、ロシア的土壌を考慮したうえでの法思想史的研究も考えられます。

他の諸国についてもそうですが、ロシアについては、なおさらのこと、単に表面的に法律や法制度をみているだけでは、なかなか実情は理解できず、法制度と法文化の絡み合い、思想史的展開など、研究テーマとしては、まだまだ無尽蔵なのが実はロシア法研究のおもしろさです。モチベーションとしては、やはりロシアや旧ソ連などに対する並々ならぬ関心、興味ということに尽きるでしょうか。

学部時代に第二外国語等でロシア語を履修した経験があればなおよいですが、そうでない場合、大学院入学に前後して集中的にロシア語の基礎を固めることをお勧めします。ただし、その場合でも、必ず博士後期課程や研究者を目指さなければならないというわけではなく、修士課程でロシアについての関心を深めたうえで、（必ずしもロシアに直結しなくても）様々な職業を目指すという進路もあり得るかと思います。「研究」とは半ば趣味的なものでもあり、それが結果的に職業に結び付くこともあれば、そうでないこともあり、どちらがよいとは一概に言えないからです。

中国法専修

研究指導

教授 文 元 春

2011年3月10日の第11期全人代第4回会議において、憲法を頂点とし、憲法関連法、民法商法等の多くの法律部門における法律をその主力とし、法律、行政法規、地方性法規と自治条例、単行条例等の3つのレベルの法規範からなる中国的特色ある社会主義法律体系の樹立が宣言された。確かにその形でのうえでは、殆どの法律が整備されたといえよう。また、中国では、上記の法規範のほかにも、実質的な法源として機能している夥しい数の司法解釈が公布施行されている。そして、中国では、憲法をはじめ、法律の改正および新しい司法解釈の公布が頻繁に行われており、それらを的確にフォローすることも決して容易なことではない。

この授業では、上記種々の法規範のうち、主要な法律(法制度)を対象に講義を行う。具体的には、春学期は公法(憲法、立法法、刑法、行政法、司法制度など)を、秋学期は私法(民法、会社法など)を扱うことを予定している。